

関係事業主 殿

大垣労働基準監督署長

「粉じん作業自主点検回答票」の提出について（依頼）

平素より労働基準行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和56年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法(昭和35年法律第30号)との一体的運用を図るため、これまで9次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

その結果、じん肺新規有所見労働者の発生数は、大幅に減少しております。対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。このような状況に鑑み、引き続き、第10次粉じん障害防止総合対策を推進することとなりました。

今般、粉じん障害を防止するため事業者が講ずべき措置を別紙「粉じん作業一覧及び必要な措置等」及び同封の「粉じん作業自主点検回答票」として取りまとめました。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴事業場の粉じん作業状況を、同回答票に御記入ください。同回答票は今後の行政推進の基礎資料としますので、下記により当署安全衛生課あて御提出願います。なお、粉じん作業を行っていない場合は、その旨を連絡願います。

記

1 御提出いただくもの
粉じん作業自主点検回答票

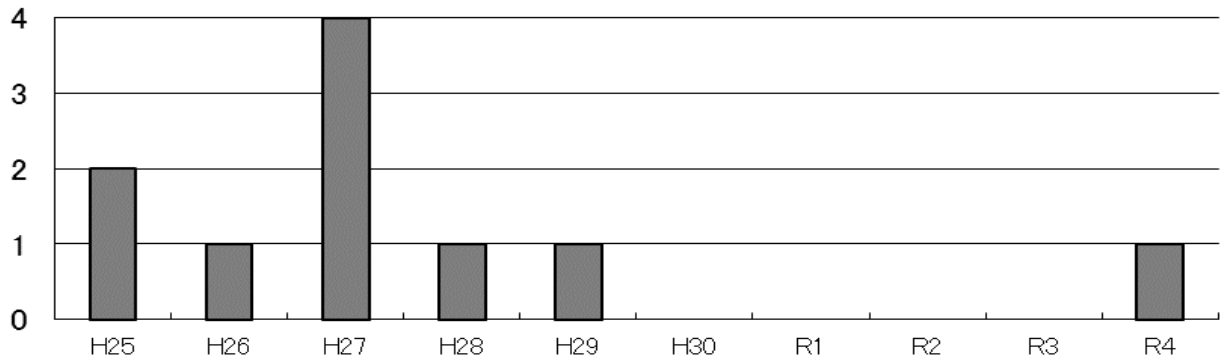
2 締切
令和6年1月29日(月)

3 提出方法
御郵送いただくか窓口に直接お持ちください。

4 担当
大垣労働基準監督署 安全衛生課 〒503-0893 大垣市藤江町1-1-1
電話 0584-80-5081 (安全衛生課：平日8:30-12:00、13:00-17:15)

(裏面)

大垣労働基準監督署管内のじん肺新規有所見者



平成 24～令和 3 年 じん肺新規有所見者の粉じん作業別割合

